資料2

（日本公認会計士協会提出資料）

外部監査制度について

平成 20 年３月 26 日
地方制度調査会専門小委員会

日本公認会計士協会

○　包括外部監査人の就任状況

【都道府県】(47)

地方公共団体	11	12	13	14	15	16	17	18	19
北海道	○	○	○	○	○	○	○	●	●
青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	○	○	○	▲	▲	▲	○	○	○
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山梨県	●	●	○	○	○	●	●	●	○
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	●	●	●	●	●	●	●	●	●
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	○	○	●	●	●	○	○	○	○
島根県	●	●	●	○	○	●	●	○	○
岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○	●
広島県	○	▲	●	●	○	○	▲	▲	●
山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	●	●	●	●	●	●	●	●	●
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知県	○	○	○	●	●	●	○	○	○
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	○	●	○	○	○	●	●	○	○

【指定都市】(17)

地方公共団体	11	12	13	14	15	16	17	18	19
札幌市	○	○	○	○	○	○	●	●	●
仙台市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さいたま市	-	-	-	-	○	○	○	○	○
千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横浜市	○	○	○	○	○	○	○	●	●
川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟市	○	○	○	●	●	●	○	○	○
静岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都市	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○
大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
堺市	●	●	●	●	●	●	○	○	○
神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【中核市】(38)

地方公共団体	11	12	13	14	15	16	17	18	19
函館市	-	-	-	-	-	-	○	○	○
旭川市	-	○	○	○	○	○	○	○	○
青森市	-	-	-	-	-	-	-	○	○
盛岡市	-	-	-	-	-	○	○	○	○
秋田市	◆	◆	◆	◆	◆	◆	○	○	○
郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いわき市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川越市	-	-	-	-	○	○	○	○	○
船橋市	-	-	-	-	○	○	○	○	○
八王子市	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
横須賀市	-	-	○	○	○	○	○	○	○
相模原市	-	-	○	○	○	○	○	○	○
長野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡崎市	-	-	-	-	○	○	○	○	○
豊田市	○	○	○	○	○	○	○	○	●
高槻市	-	-	-	-	○	○	○	○	○
東大阪市	-	-	-	-	-	-	○	○	○
枚方市	-	-	-	-	-	-	-	○	○
奈良市	-	-	-	○	○	○	○	○	○
和歌山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山市	●	○	●	●	●	●	○	○	○
倉敷市	-	○	○	○	○	○	○	○	○
福山市	●	●	○	○	○	○	○	○	○
下関市	-	-	-	-	-	-	○	○	○
高松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松山市	-	○	○	○	○	○	○	○	○
高知市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎市	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○
熊本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎市	○	○	▲	▲	○	○	▲	▲	○
鹿児島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【条例制定市区】(11)

地方公共団体	11	12	13	14	15	16	17	18	19
足立区	-	-	-	-	-	○	○	○	○
荒川区	-	-	○	○	○	○	○	○	○
大田区	-	-	-	-	-	-	○	○	○
世田谷区	-	-	-	-	-	○	○	○	○
豊島区	○	○	○	○	○	-	-	-	-
文京区	○	○	○	○	○	○	○	-	-
港区	-	-	○	○	○	○	○	○	○
目黒区	-	-	-	○	○	○	○	●	●
町田市	-	-	-	-	-	-	-	-	○
城山町	-	-	-	-	-	○	○	○	-
四日市市	○	○	○	○	-	-	-	-	-
八尾市	-	-	-	○	○	○	○	○	○
坂出市	-	-	-	○	○	○	○	○	○
善通寺市	-	-	-	○	○	○	○	○	○
丸亀市	-	-	-	-	-	○	-	○	○

(注) ① 記号の説明 ～ ○公認会計士、●弁護士、◆行政実務精通者、▲税理士、－ 対象外
② カッコ内の数値、及び指定都市、中核市、条例制定市区の区分は、平成19年７月１日現在によるものです。
③ 平成19年度新規監査対象団体は、町田市（条例制定市）の１市です。
④ 四日市市は平成15年度から包括外部監査を無期限で凍結しました。
⑤ 豊島区は平成16年度から包括外部監査を無期限で凍結しました。
⑥ 文京区は平成18年度から包括外部監査を無期限で凍結しました。
⑦ 盛岡市、八王子市、枚方市は正確には中核市候補市です。
⑧ 堺市は平成18年度から、新潟市と浜松市は平成19年度から指定都市になりました。
⑨ 青森市は平成18年度から中核市になりました。
⑩ 城山町は平成18年度に相模原市と合併しました。

☆　平成 19 年度は、全体の 92%（113 団体中 104 団体）で公認会計士が包括外部監査人を務めている。

○　包括外部監査の効果（例１）

＜意見＞

　コスト削減計画の成功例のノウハウを蓄積し、一層のコスト削減に努めるとともに、公共性の高い公園においては、○の財政状況とコスト削減策に関する○民の理解を得て、また、○民の参加を広く求めてコスト削減を進めることを検討されたい。

⇩

＜措置状況＞

(1) 平成14年度にコスト縮減結果を集計したうえで、公園緑地建設コスト縮減事例集を作成した。コスト縮減のノウハウを広く職員へ紹介するため、平成15年4月に公園緑地建設コスト縮減事例集を各所(園）へ配布した。

　その結果、平成14年度の公園霊園費のコスト縮減総額351,226千円に対し、15年度は421,613千円に増加した。

(2) ○民参加によるコスト縮減として、記念プレートつきのベンチを寄付してもらう「思い出ベンチ事業」を実施し、○○公園及び○○公園に計200基を設置した。平成16年度は、上記２公園に加えその他の公園や霊園で、100基を募集中である。

○　包括外部監査の効果（例２）

＜意見＞

　水道局職員は余剰気味であり、公社あるいは民間を利用するまでもなく、現状の水道局職員の人員をもって、公社における業務のほとんどを実施することも考えられ、それによって平成13年度実績で補助金と委託料合わせて８億２千万円にも膨らんだ支出を削減できるのではないかということも考えられる。しかし、定年退職する水道局職員の雇用の受け皿としての存在意義が公社にはあるため、水道局の人員だけでなく、公社の人員も考慮に入れて人員計画を策定すべきである。

⇩

＜措置状況＞

　水道サービス公社への委託料を削減するため、平成15年度に公社の自主事業の見直しを図るとともに、４つの委託事業を廃止し、12人の人員を削減します。また、委託業務の廃止又は見直し等により、平成16年度から平成20年度までに更に50人の人員を削減します。

・包括外部監査の効果をより発現させるためには、各地方公共団体において外部監査人が指摘した事項を真剣に取り上げ、対処することが必要である。

・住民の理解のため、外部監査人も、住民に対してわかりやすい報告書を作成することや、一定の前提の上ではあるが、発現する効果を予測し、説明することも必要である。

○　包括外部監査実施地方公共団体からの評価

（アンケート調査に回答のあった 93 団体中）

・質問：包括外部監査の結果報告書を公表後どのように活用されていますか（記述による回答）。

・回答：指摘・意見の内容を業務改善に役立てている・・・・・25 団体

事務見直しの契機とする・・・・・・・・・・・・・・・25 団体

監査委員監査の参考とする・・・・・・・・・・・・・・20 団体

⇒　おおむね高い評価をされ、各団体で業務改善等に向けて有効に活用されている。今後も必要であると認識されている。

○　テーマ選定について

・他の地方公共団体の分析、地方公共団体の予算書、重点施策、計画など資料収集、分析を行い、地方公共団体内部の関係者や議会関係者等々のヒアリングなどの予備調査を実施した上で、監査委員監査の実施状況や過去のテーマとの重複がないように配慮している。

・当該地方公共団体の財政において、

重要性のあるもの
改善を要すると思われるもの
緊急性があると思われるもの

を選定している。

・包括外部監査人は特定の事件について専門的な観点からより深度のある監査を実施しており、監査委員監査の補完的役割を果たしている。

・横断的テーマの場合、様々な部署との調整が難航すること、公認会計士として実施しやすいテーマは過去において既に実施されている場合が散見されるようになってきた、といったことが課題である。

・外部監査制度が導入され、10年経過しており、時代背景も異なってきているので、フォローアップも兼ねて過去のテーマを改めて取り上げることも必要と考えている。

○　一定の監査について監査委員の役割を包括外部監査人が行うことについて

・監査委員の選任は、当該地方公共団体の業務に精通している議員などが就任する場合には、財務に関する部分については公認会計士が一部受託することも考えられる。その場合には株式会社の監査役と会計監査人の関係が参考になると思われる。

・会計監査人の監査は、複式簿記、発生主義による財務書類に関する財務諸表監査であり、監査委員の補完である包括外部監査とは異なることに留意していただきたい。

・一般企業の財務諸表監査は、

権威ある会計基準
監査基準
複式簿記

をもとに実施している。

・決算報告書が予算の区分に従って決算の状況が正しく表示されているかどうかだけをチェックするような仕組みであれば可能だが、財務諸表監査であるとの誤解のないようにしていただきたい。

○　一定規模以上の団体への包括外部監査義務付けについて

・前述のように、監査対象団体は概ね高く評価しており、各団体で業務改善等に向けて有効に活用されている様子が伺われる。また、条例により包括外部監査を導入している地方公共団体は平成19年度で11ある。

・包括外部監査が導入されていないような団体で財政破綻が生じた後に、その財政破綻の理由を探るようなテーマを与えられてもそれは遅きに失するうえ、監査人にとって大変重荷である。財政破綻が判明した後には、必要な住民サービスが提供できない、受けられない状況となる。そのような事態は国民として大変心苦しく、むしろ財政破綻が生じ債務の返済のためだけに存在するような団体になる前に対応すべきであろうと思われる。

・仮に、財政再建団体になった夕張市で包括外部監査が行われていれば、観光事業が問題になっている旨を指摘できた可能性もある。

・基本的にはすべての地方公共団体で包括外部監査を導入すべきであると考える。
小規模の地方公共団体といえども、

専門性を持った第三者からの意見を聞くことには意味がある
監査委員事務局に必ずしも監査の専門性のある人がいるとはいえない
牽制効果もある

といった理由から導入の意味はあると考えられる。

○　専門性について

・公会計委員会に地方公共団体監査専門部会を設置し、包括外部監査の事例等についての研究報告を公表している（別紙参照）。

・毎年、包括外部監査人に就任した会員を対象に意見交換の場を設けるとともに、包括外部監査結果報告書をまとめたＣＤ－ＲＯＭを配布している。

・定期的に包括外部監査についての研修会を開催している。

・監査法人によっては、公会計専門の部門を設け、その部門に所属している公認会計士が包括外部監査人、補助者を務めている。包括外部監査についての専門性を持った人材の養成は進んでいる。

・監査委員事務局の監査の専門性を高める努力も必要である。

（日本公認会計士が公表した外部監査に関する研究報告）

・地方公共団体監査特別委員会研究報告第２号「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン」

・公会計委員会研究報告第９号「地方公共団体の外部監査に関するＱ＆Ａ」

・公会計委員会研究報告第 11 号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」

・公会計委員会研究報告第 13 号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例（その２）」

・公会計委員会研究報告第 14 号「地方公共団体個別外部監査の事例」

・公会計委員会研究報告第 15 号「地方公共団体包括外部監査の「措置の状況」について」

○　公認会計士の取組み姿勢

・公認会計士法第１条

　公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

・公認会計士は独立した第三者という立場から監査を行っている。

⇒　監査費用を受け取っているから遠慮するということはない。

・公的な分野の業務に使命感を持って取り組んでいる。